

## 不正競争防止法等の一部を改正する法律案

平成 17 年 2 月  
経 済 産 業 省

### 1 . 法律改正の目的

企業の営業秘密の保護をより実効あるものとし、公正な競争環境を確保するため、営業秘密の刑事的保護を強化するとともに、模倣品・海賊版商品の流通による被害を防止するため、これらの販売、輸入等に刑事罰を科する等の措置を講じ、あわせて裁判外紛争解決手続における弁理士の役割を整備する等我が国の知的財産保護を強化する。

### 2 . 法律案の概要

#### ( 1 ) 不正競争防止法の一部改正

##### 営業秘密の刑事的保護の強化

不正の競争の目的で、営業秘密を日本国外に持ち出して使用・開示する行為及び元役員・元従業員が営業秘密を使用・開示する行為に対する刑事罰を拡充するとともに、営業秘密侵害罪に対して法人処罰を適用する。

##### 模倣品・海賊版対策等

不正の目的で、他人の著名な商品等表示を使用する行為及び他人の商品の形態を模倣する行為に対して刑事罰を導入するとともに、模倣品についての民事的保護規定を整備する。

##### 罰則の見直し

他の知的財産侵害犯又は刑法上の財産犯との均衡を考慮し、十分な抑止効果が図られるよう、罰則の水準を見直し、また懲役と罰金を併科できるようにする。

## ( 2 ) 関連法の規定の整備

特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法

営業秘密に係る裁判所の秘密保持命令の違反行為について、日本国外で行われた場合についても処罰の対象とするとともに、罰則の水準を見直すなど、不正競争防止法の改正に準じ、諸法の所要の規定の整備を行う。

弁理士法

不正競争防止法における刑事処罰対象の追加に伴い弁理士の欠格事由を追加するとともに、裁判外紛争解決手続における弁理士の代理権を整備する。

### 3 . 今通常国会に提出する必要性

競争力の源泉として重要性が増している知的財産の的確な保護が求められる中で、本法律案は、 営業秘密の刑事的保護及び模倣品・海賊版対策の強化（不正競争防止法等）、 知的財産分野の紛争を迅速に解決するための環境整備（弁理士法）を図るものであり、知的財産を的確に保護するための制度整備を図るものとして、早急な対応が必要である。